新型コロナウイルス感染症に係る会議の対応について

1 会議開催に関する諸規定について

地方自治法、会議規則、委員会条例の規定は以下のとおり

- ・地方自治法により、議会は普通地方公共団体の長が招集し、議員の定数の半数以上の 議員が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・地方自治法逐条解説によると、「招集」とは、議会が活動を開始する前提として、議員を一定の日時に一定の場所へ集合することを要求する行為であり、招集を行う権限は長に専属する。
- ・会議規則により、議事堂に参集し、議長は定足数を把握するとともに、定足数を欠く おそれがあるときは議場外の議員に出席を求め、定足数を欠くときは休憩又は延会 を宣告する。
- ・知事による招集告示は、 期日 1月15日、 場所 三重県議会議事堂。(令和2年の例)
- ・委員会条例により、委員会は委員長が招集し、委員の定数の半数以上の委員が出席 しなければ会議を開くことができない。

以下、地方自治法、三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の関係部分

地方自治法(抜粋)

(招集)

第 101 条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを**招集**する。

(定足数)

第 113 条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が**出席**しなければ、会議を開くことができない。

三重県議会会議規則(抜粋)

(参集)

- 第1条 議員は、招集日の開議定刻前に**議事堂に参集**し、その旨を議長に通知しなければならない。 (定足数に関する措置)
- 第8条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお**出席**議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 開議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告しなければならない。

三重県議会委員会条例(抜粋)

(招集)

第13条 委員会は委員長が招集する。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半分以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(参考)会議規則第103条に規定する「協議又は調整を行うための場」は、いずれの会議も議長 (若しくは座長)が**招集**して主宰することとされており、それらのうち全員協議会、議案 聴取会、委員長会議、広聴広報会議は「議員の定数(もしくは委員、構成員)の半数以上 の議員が**出席**しなければ、会議を開くことができない」とされている。なお、代表者会議、 各派世話人会、災害対策会議は、半数以上とする規定がないかわりに、事故があるときの 代理者の**出席**の規定がある。

以上の諸規定のとおり、一定の場所に招集(参集)して会議に出席し、議長等による 定足数の管理の下で議事を進めることから、これらの規定の下で、一定の場所に集まら ず遠隔で会議を行うことは困難となっている。